

事務連絡  
令和5年5月8日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の新指定医薬部外品たる  
外皮消毒剤の承認審査に関する取扱いについて」の廃止について

新指定医薬部外品たる外皮消毒剤（以下「外皮消毒剤」という。）の承認審査における取扱いについては、令和2年4月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の新指定医薬部外品たる外皮消毒剤の承認審査に関する取扱いについて」（以下「事務連絡」という。）において、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い需要が急増している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として周知したところですが、流行状況の変化等を踏まえ、事務連絡を廃止します。

なお、既に承認申請されているものについては、事務連絡廃止前の取扱いとします。